

PASMOオートチャージサービス入会申込書 (京王パスポート クレジットカード会員専用申込書)

1 お申込日 西暦 年 月 日

※オートチャージサービス取扱規則については3頁をご参照ください。

【お申込みにあたっての注意事項】

- 本申込書では京王パスポート クレジットカード以外のクレジットカードでPASMOオートチャージサービスをお申込みできません。
- 無記名PASMO、小児用PASMO、介護者PASMO(介護者用)ではお申込みできません。
- お持ちのPASMOが既にPASMOオートチャージサービス機能が付いたPASMOである場合、お申込みできません。(PASMOオートチャージサービスの有効期限終了後、6ヶ月間を含む。)
- お持ちの京王パスポート クレジットカードで既にPASMOオートチャージサービスをお申込みいただいている場合、新たなお申込みはできません。(1枚の京王パスポート クレジットカードに対して、2枚以上のPASMOオートチャージサービスをお申込みすることはできません。)
- お申込みのクレジットカードが京王パスポートPASMOカードVISAの場合は、カード裏面に記載されているPASMOの番号をご記入ください。
- 当社およびクレジットカード会社の審査によりご希望に添えない場合もございますので予めご了承ください。
- 本申込書のご返却はいたしかねますので予めご了承ください。
- 本申込書の商品・サービスは2023年5月現在のもので、本申込書にてモバイルPASMOまたはApple PayのPASMOIはお申込みできません。ご利用の方はPASMOアプリよりお申込みください。

私は、株式会社バスモに対し、オートチャージサービス取扱規則(個人情報の取扱いに関する重要事項を含む)ならびにPASMO/バリュー使用およびオートチャージ登録情報に関する個人情報の利用・提供についての株式会社バスモへの同意特約の内容に同意のうえ、オートチャージサービスの利用を申込みます。

2 お申込みの記名PASMOの指定

※お持ちの記名PASMOに登録している情報と同じものをご記入ください。

お名前 (ご本人自署)		※登録する際に必要となりますので、記名PASMOに登録したお名前フリガナ(カタカナ)をはっきりご記入ください。	
フリガナ		フリガナ	
姓		名	
生年月日	(西暦) 年 月 日	性別	男・女 ※該当する方を○で囲んでください。
PASMO裏面右下に記載の17桁の英数字	P B		



【ご注意】
PASMOオートチャージサービスの決済クレジットカードを変更されるお客様は、お申込みの前にPASMO取扱事業者の駅にて、PASMOオートチャージ機能のみの解約手続きを行ったのちに、本申込書にてPASMOオートチャージサービスをお申込みください。上記のお手続きがない場合、PASMOオートチャージサービスをお申込みいただけない場合があります。

3 対象クレジットカードの指定

私はオートチャージサービス取扱規則第15条に規定するオートチャージ額の支払を、下記に指定するクレジットカードを利用して決済することを申込みます。

※お申込みされるお客様ご自身のクレジットカード番号(カード券面の16桁の数字)をご記入ください。
※お申込みされるクレジットカードの名義人は、お申込みの記名PASMOの名義人と同一である必要があります。
※いずれか1種類のクレジットカード番号をご記入ください。

クレジットカード番号	京王パスポートVISAカード	4 9 8 0 0 9							
	京王パスポートDCカード	5 2 7 9							
	京王パスポートJCBカード	3 5 4 0							

※有効期限をご記入ください。

有効期限(月/年) 月 20 年

PASMOオートチャージサービスの有効期限はクレジットカードの有効期限と同一です。お手持ちのクレジットカードの有効期限が間近な場合、PASMOオートチャージサービスの設定ができない場合がございますので、更新カードが届いてからお申込みください。

- 【対象となる京王パスポート クレジットカード】**
- 京王パスポートVISA ゴールドカード
 - 京王パスポートVISAカード
 - 京王パスポートVISAキラリナカード
 - 京王パスポートPASMOカード VISA
 - 京王パスポートVISA京王プラザホテルエグゼクティブカード
 - 京王パスポートDCカード
 - 京王パスポートDC京王プラザホテルエグゼクティブカード
 - 京王パスポートJCBカード
- ※本申込書では、上記以外のクレジットカードでPASMOオートチャージサービスをお申込みすることはできません。



ご投函前にご確認ください!!

- PASMOの番号に誤りはありませんか?
- クレジットカード番号、有効期限に誤りはありませんか?
- ご案内ハガキの送付先住所は正しく記入されていますか?
- すべての項目に記入されていますか?

4 ご案内ハガキの送付先

※必ずご記入ください。

ご案内ハガキ送付先住所	〒								
	フリガナ								
						都 道			
						府 県			
ご連絡先電話番号									

※PASMO・モバイルPASMOは株式会社バスモの登録商標です。 ※PASMOオートチャージサービスは、株式会社バスモが提供するサービスです。
※Apple PayはApple Inc.の商標です。

当社 使用欄1

当社 使用欄2

PDF版

右記宛名ラベルを印刷していただき、封筒に貼り付けてご郵送をお願いします。

※封筒はお客様自身でご用意をお願いします。

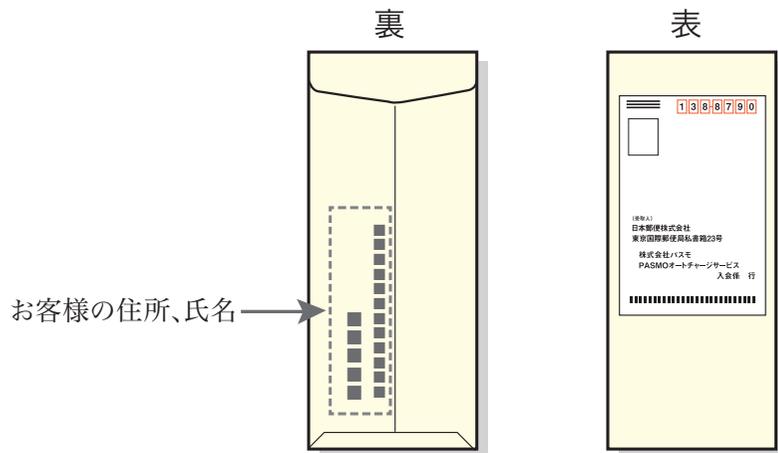


〈ご利用方法〉

- ①本ページを、サイズ(A4判)を変えずに表裏とも白色の用紙に印刷してください。
- ②宛名ラベルを点線で切り取り、定形サイズの封筒に貼り付けてご利用ください。
(糊付けする際は、はがれないようにしっかりと貼り付けてください。)

※定形サイズ 短辺:9センチ～12センチ
長辺:14センチ～23.5センチ
厚さ:1.0センチ以内
長形3号(長3)が定形郵便物の最大サイズです。

- ③封筒の裏側に、お客様の住所、氏名をご記入ください。



- ④入会申込書を封入の上、ご郵送ください。

【ご注意】

印刷のカスレ(不鮮明)、ズレ等がある場合、受付で不備になる場合がございます。

料金受取人払郵便

東京国際局承認

0214

差出有効期間
2025年4月
30日まで
(切手を貼らずに
ご投函ください)

1 3 8 8 7 9 0

(受取人)
日本郵便株式会社
東京国際郵便局私書箱23号

株式会社パスモ
PASMOオートチャージサービス
入会係 行



株式会社バスマオ オートチャージサービス取扱規則

制定 2007年2月1日
最終改定 2023年5月1日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、株式会社バスマオ(以下「当社」という。))が定めた「PASMO取扱規則」、[PASMO取扱規則に関する特約]、「(モバイルPASMO及びApple PayのPASMO会員規約)及び「(モバイル)着払い着払い用PASMO取扱規則」に関連して定める規則であり、当社が第4条第1項に定める会員登録を行う[「PASMO取扱規則」に定める記名PASMOの使用者として、PASMO取扱事業者のうち鉄道事業者(以下、「PASMO鉄道事業者」という。)]の自動改札機又は簡易改札機(以下「改札機」という。))による改札を受け、又は入場処理がされているものの出場処理がされていないPASMOによる改札を受けて出場する際に、PASMO内の「リユース残額」が一定金額以下であり、かつオートチャージ設定情報で記録されたPASMOに対して当該改札機で一定金額を自動的にチャージし(以下このチャージを「オートチャージ」という。))、オートチャージした利用代金をクレジットカードで決済するサービス(以下これら一連のサービスを「オートチャージサービス」という。))及びその他オートチャージサービスに付随するサービス(以下「オートチャージサービスに付随するサービス(オートチャージサービス等)」という。))を提供する際の内容と使用条件を定めることと目的とする。

(適用範囲)

第2条 PASMOにかかわる取扱いのうち、オートチャージサービスにかかわる取扱いは、この規則の定めるところによる。この規則に定めのないPASMOの取扱いについては、「[PASMO取扱規則]」、「[PASMO取扱規則に関する特約]」、「(モバイルPASMO及びApple PayのPASMO会員規約)及び「(モバイル)着払い着払い用PASMO取扱規則」の定めるところによる。

2 決済カードの取扱いについては、決済カードの規約の定めるところによる。
3 当社は、この規則に相当な範囲で変更することがある。この場合、当社は変更の時期及び変更内容を予め当社ウェブサイトに掲載する。
4 前項の変更後、会員がオートチャージ等の使用を行ったときは、当社は会員が当該変更内容を承認したものとみなす。この規則が改定された場合、以後のオートチャージサービス等についての取扱いは、改定された規則の定めるところによる。

(用語の意義)

第3条 この規則における主な用語の意義は、次の各号に掲げるのとおりとする。

- (1) 「会員」とは、当社とオートチャージサービスの提供にかかわる契約を結んだ、記名PASMOの使用者をいう。
- (2) 「決済」とは、会員が決済カードにより利用代金を支払うことをいう。
- (3) 「決済カード」とは、オーストラリア、シンガポールにかかわる利用代金が生じること、当社への決済手段として使用するために発行されたクレジットカードをいう。
- (4) 「オートチャージ設定情報」とは、オートチャージサービスを提供するために、記名PASMOに記録された情報を用いる。
- (5) 「オートチャージPASMO」とは、オートチャージ設定情報が記録された記名PASMOをいう。
- (6) 「新規設定PASMO」とは、記名PASMOであるPASMOカード交付時にオートチャージ設定情報を記録することにより、オートチャージPASMOとした新規PASMOカードをいう。
- (7) 「鉄道事業者」とは、交付又は発行済みのPASMOをオートチャージ設定情報を記録することにより、当該PASMOをオートチャージPASMOにすることをいう。
- (8) 「実行判定金額」とは、改札機においてオートチャージ実行可否の判定をする金額をいう。
- (9) 「実行金額」とは、改札機においてオートチャージする金額をいう。
- (10) 「クイックチャージ」とは、会員が、決済カードで決済する条件で、PASMO取扱事業者が定める特定の自動券売機等においてオートチャージPASMOにチャージすることをいう。

第2章 オートチャージ契約(会員登録と契約の成立)

第4条 オートチャージサービスの会員登録は、会員登録者が、この規則及びこれに基づいて定められた規程を承認かつ同意し、当社が定めた手続きに基づいて当社指定の申込方法で登録希望の申込みを行い、当社指定のクレジットカード会社が登録希望のついたクレジットカードを決済カードとして承認し、第7条に定めるオートチャージ設定情報追加の登録を行ったとき、又は当社において、新規設定PASMOの交付のための会員登録手続きを完了したとき、当社と該会員の間において会員登録が成立する。なお、クイックチャージは、オートチャージサービスの自動付帯サービスとする。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、当社は会員登録者の会員登録を承認しない。この場合、会員登録者が申込みのために提出又は入力した情報等が、当社が特に認められる場合を除き、返却しない。なお、本条に基づく会員登録者の不利益に対し、当社はその責めを負わない。

- (1) 申込み方法の誤りや、提出又は入力した情報等における不足、不鮮明、その他申込みの不備があった場合
- (2) 会員登録者、記名PASMOの使用者、登録希望のついた決済カードの義名が同一人である場合、又は生年月日が一致する場合
- (3) 登録希望のPASMOが無記名PASMOである場合
- (4) 登録希望のPASMOが介護者PASMOである場合
- (5) 登録希望のPASMOがオートチャージサービスの有効期限内、又は申込み時ににおいてオートチャージサービスの有効期限内にある退会後6ヶ月以内のPASMOである場合
- (6) 登録希望のPASMOが、記名PASMOの場合で当該一体型PASMO以外のクレジットカードを決済カードとする申込みの場合、又は登録希望の決済カードが一体型PASMOの場合で当該一体型PASMO以外のPASMOの設定情報追加を希望する申込みの場合
- (7) 登録希望の決済カードが当社指定のクレジットカードでない場合
- (8) 登録希望の決済カードがすでにオートチャージサービスの会員登録がされたクレジットカードである場合、又はPASMOの払いもどきを行う後の一体型PASMOである場合(一体型PASMOの替替えによる払いもどきの場合を含む。))
- (9) 登録希望の決済カードを取り扱うクレジットカード会社が、会員登録者のクレジットカードを決済カードとして承認しなかった場合
- (10) その他当社が会員登録者を会員とすることを不適当と判断した場合

(新規設定PASMOの契約の成立)

第5条 新規設定PASMOを交付する際、記名PASMOの使用にかかわる契約は、「[PASMO取扱規則]にかかわらず、オートチャージサービス」の会員登録手続きが完了したとき、当社と記名PASMOの使用者の間において成立する。

(決済カードの取扱い方法)

第6条 新規設定PASMO(一体型PASMOを除く。)を発売する際のデポジットは、決済カードから収受する。(オートチャージ設定情報追加の登録)

第7条 会員登録者は、オートチャージサービスの提供を受けするために、当社所定の手続きにより設定情報追加の申込みを行い、当社から設定情報追加の通知を受け、当該通知に記載された期限内に、オートチャージ設定情報を変更できるPASMO鉄道事業者に当該通知を呈示することにより(PASMOカードの場合)、又は提携情報端末・特定携帯情報端末における所定のアプリケーション操作を行うことにより(モバイルPASMO又はApple PayのPASMOの場合)、記名PASMOの設定情報追加を行わなければならない。ただし、すでにオートチャージサービスが設定されたPASMOカードについて[PASMO取扱規則に関する特約]第14条に定める発行替えが行われたときは、上記の手続きを代えて「モバイルPASMO及びApple PayのPASMO会員規約」第3条に定める会員登録を行うものとする。また、すでにオートチャージサービスが設定されたPASMOカードにおいて[PASMO取扱規則に関する特約]第15条に定める発行替えが行われたときはいずれの手続きを要しないが、「(モバイルPASMO及びApple PayのPASMO会員規約)第3条に定める会員登録情報」はすべては利用できないサービスがある。

(オートチャージサービスの有効期限)

第8条 オートチャージサービスには有効期限を設定する。会員の有効期限は当社から通知する。ただし、すでにオートチャージサービスの有効期限が設定されたPASMOカードについて[PASMO取扱規則に関する特約]第14条及び第15条に定める発行替えが行われたときは従前の有効期限を引き継ぐものとし、再度の通知を行わない。
2 会員の有効期限が到来する場合は、当社及び会員の決済カードを取り扱うクレジットカード会社より「引き続き会員と認められる」という通知を通知する。この通知は、当該通知を呈示することにより(PASMOカードの場合)、又は提携情報端末・特定携帯情報端末・特定携帯情報端末・特定携帯情報端末における所定のアプリケーション操作(モバイルPASMO及びApple PayのPASMO会員規約)第3条に定める会員登録が未了の場合には同会員登録を含む。)を行うことにより(モバイルPASMO又はApple PayのPASMOの場合)、変更の手続きを行わなければならない。
3 前項の通知を受けた会員は、有効期限が到来する前に、オートチャージ設定情報を変更できるPASMO鉄道事業者に当該通知を呈示することにより(PASMOカードの場合)、又は提携情報端末・特定携帯情報端末における所定のアプリケーション操作(モバイルPASMO及びApple PayのPASMO会員規約)第3条に定める会員登録が未了の場合には同会員登録を含む。)を行うことにより(モバイルPASMO又はApple PayのPASMOの場合)、変更の手続きを行わなければならない。
4 前項の通知を受けた後、変更を行わなかった会員は、有効期限の到来をもって退会となる。ただし、当社が特に認めた場合には、退会を取り消すことができる。

5 会員が第2項の更新を認められなかった場合、会員は有効期限の到来をもって退会となる。

(個人情報の取扱い)

第9条 会員登録者がオートチャージサービスの会員登録を申込みしたとき申込書に記載した(PASMOカードの場合)、又は提携情報端末・特定携帯情報端末における所定のアプリケーション操作を行い入力した(モバイルPASMO又はApple PayのPASMOの場合)PASMOの取得に同意し、又は決済カードを取り扱うクレジットカード会社が会員登録者に同意を得て当社へ提供した個人情報(生年層に関する情報で、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。以下同じ。))のうち、次の各号に掲げる個人情報は当社が管理する。

- (1) 記名PASMOにかかわる個人情報
- (2) オートチャージPASMO、又はオートチャージPASMOにかかわる通知・案内の送付先住所、連絡先住所、連絡先電話番号、メールアドレス、決済カード番号、有効期限、及びクレジットカード会社に登録の電話番号
- 2 当社は、取得した個人情報を、次の各号の目的で利用する。
 - (1) 会員及び会員希望者の本人確認

- (2) オートチャージサービス等にかかわる利用代金の決済
 - (3) 当社から会員へのオートチャージPASMO及びオートチャージPASMOにかかわる通知・案内の送付
 - (4) 会員登録及び会員希望者に連絡する必要がある場合の連絡先の確認
 - (5) この規則に定めるところによるオートチャージサービス等にかかわるサービスの実施及び改善
- 3 前各項のほか、記名PASMOに関して当社が取得した個人情報の取扱いは、「[PASMO取扱規則]」、「[PASMO取扱規則に関する特約]及び「(モバイルPASMO及びApple PayのPASMO会員規約)」に定めるところによる。

(会員の退会)

- 第10条** 次の各号のいずれかに該当する場合、会員は退会となる。
(1) 会員の不在等により、新規設定PASMOの発行が完了しなかった場合
(2) 会員がオートチャージサービスを解約できるPASMO鉄道事業者に当該事業者が定める申請書を提出し、かつ公的証明書等とPASMOを呈示してオートチャージサービスの解約を申請し、手続きが完了した場合(PASMOカードの場合)、又は提携情報端末・特定携帯情報端末における所定のアプリケーション操作(モバイルPASMO及びApple PayのPASMO会員規約)第3条に定める会員登録が未了の場合には同会員登録を含む。)を行い、オートチャージサービスの解約を申請し、手続きが完了した場合(モバイルPASMO又はApple PayのPASMOの場合)
(3) 会員のオートチャージサービスに付随するサービス(以下「オートチャージサービスに付随するサービス」という。))が一体型PASMOの替替えによる払いもどきの場合を含む。))
(4) 会員の決済カードが無効又は解約となったことが判明した場合
(5) 会員登録後に、会員の申込みが会員登録を承認しない事項に該当することが判明した場合
(6) クレジットカード会社が、会員のクレジットカードを決済カードとする承認を取り消した場合
(7) その他この規則に定める会員の退会事由に該当した場合
2 退会による会員の損害については、当社はその責めを負わない。また、当社が特に認めて退会を取り消した場合、退会を取り消すまでの間の会員の一切の不利益に対し、当社はその責めを負わない。
3 会員は、退会後であっても、退会前に発生したオートチャージサービス等にかかわる利用代金の支払いについてはこの規則が適用されることを了承する。
4 会員のPASMOが一体型PASMOで、当該PASMOにかかわる契約にオートチャージサービスの解約制限にかかわる定めがある場合には、第1項第2号に定めるオートチャージサービスの解約手続きをすることができない。
5 オートチャージサービスに関するサービスは、クイックチャージに関するサービスも退会となる。
6 クイックチャージに関するサービスは解約することはできない。

(交付できなかった新規設定PASMOの失効)

第11条 会員に交付できなかった新規設定PASMOは、会員登録の翌日を起算日として、1年間を経過した場合は失効する。2 前項のように失効した決済カード、記名PASMOの使用者はデポジットの返却を請求することはできない。

(オートチャージPASMOが有効となる場合)

第12条 次の各号のいずれかに該当する場合は、無効として回収又は退会処理を行うことがある。この場合、デポジット(一体型を除くPASMOカードの場合)及びPASMOに記録されている一切の金銭的価値及びPASMO取扱事業者が発売した乗車券等は返却しない。
(1) 決済カードの義名ではない者が、義名と偽って会員登録されたことが判明した場合
(2) その他不正な手段で会員登録をしたことが判明した場合

第13条 オートチャージサービス等の提供(オートチャージPASMOの使用除外)

第13条 新規設定PASMO(一体型PASMOを除く。)には、署名欄に当該PASMOに記録された会員の氏名を記載しなければならない。
2 設定情報追加を行う交付又は発行済PASMOは、第7条に定める設定情報追加の手続きが完了後に、オートチャージPASMOとして取り扱う。

3 会員は、申し出ることにより(PASMOカードの場合)、又は提携情報端末・特定携帯情報端末における所定のアプリケーション操作(モバイルPASMO及びApple PayのPASMO会員規約)第3条に定める会員登録が未了の場合には同会員登録を含む。)により(モバイルPASMO又はApple PayのPASMOの場合)、変更することができる。
4 会員退会後のオートチャージPASMOは、記名PASMOとして取り扱う。

(オートチャージサービスの制限又は停止)

第14条 次の各号のいずれかに該当する場合、オートチャージサービスの制限又は停止をするところがある。
(1) 天災、停電、通信障害、コンピュータシステム異常等によるコンピュータシステムの不可抗力により、オートチャージサービスの提供が困難であると当社が認めた場合
(2) コンピュータシステムの保守等やむを得ない事情により、当社がオートチャージサービス等の取扱いの中止を必要と判断した場合

2 本条に基づくサービスの制限又は停止に対し、当社はその責めを負わない。

第15条 オートチャージPASMOは、次の各号の条件をすべて満たすときには、PASMO鉄道事業者が定める改札機において当該改札機による改札を受けて入場する際及び入場処理がされているものの出場処理がされていないPASMOにより改札を受け出場する際に、オートチャージする。
(1) オートチャージPASMOに記録されたオートチャージサービスの有効期限が期限内であるとき。
(2) オートチャージPASMOのバリュース残額が会員の設定した実行判定金額のときとなる。ただし、実行判定金額は1,000円から10,000円までの千円単位で金額とし、会員が特設の設定をしたときは2,000円とする。
(3) 以下(同じ)が10,000円以下、かつ当月1日からのオートチャージ累計額が50,000円以下であるとき。

2 オートチャージする金額は会員の設定した実行金額とし、この金額はオートチャージサービス等にかかわる利用代金として決済カードから収受する。ただし、実行金額は1回あたり1,000円から5,000円までの千円単位で金額とし、会員が特設の設定をしたときは1回あたり03,000円とする。

3 前各項にかかわらず、クレジットカード会社が会員の決済カードによる利用代金の決済を承認しない場合、又は提携先の銀行よりクレジットカードのクレジットカード機能が利用できない場合には、オートチャージできないことがある。なお、本項に基づく会員の不利益に対し、当社はその責めを負わない。
4 実行したオートチャージを取り消すことはできない。

(クイックチャージ)

第16条 オートチャージPASMOは、次の各号の条件をすべて満たすときには、クイックチャージすることができる。
(1) オートチャージPASMOに記録されたオートチャージサービスの有効期限が期限内であるとき。
(2) 当該クイックチャージを行うとき、当日のオートチャージ累計額が10,000円以下、かつ当月1日からのオートチャージ累計額が50,000円以下であるとき。

2 クイックチャージを行う場合は、オートチャージサービスで設定している実行金額の定めによらず、PASMO取扱事業者が定める自動券売機等で選択可能な金額から会員が任意に選択した金額(ただし、チャージ後の「リユース残額」が200円を超えない範囲内とする。)とし、この金額はオートチャージサービス等にかかわる利用代金として決済カードから収受する。

3 前各項にかかわらず、クレジットカード会社が会員の決済カードによる利用代金の決済を承認しない場合、又は提携先の銀行よりクレジットカードのクレジットカード機能が利用できない場合には、オートチャージできないことがある。なお、本項に基づく会員の不利益に対し、当社はその責めを負わない。
4 実行したクイックチャージを取り消すことはできない。

第17条 オートチャージPASMOの効力・再発行(新規設定PASMOの氏名の再表示)

第17条 新規設定PASMOの署名が不明又は不明瞭となったときは、当該記名PASMOを使用することができない。
2 前項の場合、PASMO取扱事業者に氏名等券面に表示すべき事項の再表示を請求しなければならない。

(署名による新規設定PASMOの交換)

第18条 使用者が新規設定PASMO(一体型PASMOを除く。)の署名を誤記入した場合は、当該記名PASMOを使用することができない。
2 前項の場合、使用者は、PASMO取扱事業者に記名PASMOの交換を請求しなければならない。

(オートチャージサービス等の再発行)

第19条 オートチャージPASMOを紛失した使用者が当該PASMOの紛失再発行の取扱いを行わなかった期間、及び紛失したオートチャージPASMOの再発行処理完了日(PASMOカードの場合)、又は再発行登録申請日(モバイルPASMO又はApple PayのPASMOの場合)におけるオートチャージ、クイックチャージや払いもどき、バリュースの使用等または使用者の損害については、当社はその責めを負わない。その他本規則に基づくことにより当社に帰属しない取扱いに関して生じる使用者の損害については、当社はその責めを負わない。
(一体型PASMO)における会員の退会による提携先のサービス機能にかかわる使用者の損害等については、当社とその責めを負わない。

3 第7条及び第9条に定める当社が指定した期限を超えたためにオートチャージサービス等が利用できなかったことにより生じた使用者の損害については、当社はその責めを負わない。

第5章 オートチャージサービスの相互利用

(他社におけるオートチャージの取扱い)

第20条 前各条の規定にかかわらず、次の各号に定める事業者(以下「他社」という。))の改札機において、当社は第15条の各項に定める会員登録情報、次の各号の目的で利用する。
(1) 埼玉新都市交通株式会社
(2) 仙台空港鉄道株式会社
(3) 東京メトロ有楽町線株式会社
(4) 東京臨海臨海鉄道株式会社
(5) 東日本旅客鉄道株式会社

2 他社においてオートチャージの取扱いを行う改札機は、当該他社が定める。

重要事項

★お手元にお控えください。

株式会社バスマオ 個人情報の取扱いに関する重要事項

お客様の個人情報の取扱いについて下記の事項をご確認のうえ、お申し込みください。

- ① オートチャージサービスの会員希望者がオートチャージサービスの会員登録を申し込むときに申込書に記載した、又は決済カードを取り扱うクレジットカード会社が会員希望者から同意を得て当社へ提供した個人情報のうち、次の1～2に掲げる個人情報は当社が管理します。
 1. 記名PASMOにかかわる個人情報
 2. オートチャージPASMO又はオートチャージPASMOにかかわる通知・案内の送付先住所、連絡先住所、連絡先電話番号、メールアドレス、決済カード番号・有効期限、及びクレジットカード会社に登録の電話番号

- ② 当社は、取得した個人情報を次の1～5の目的で利用します。
 1. 会員及び会員希望者の本人確認
 2. オートチャージサービスにかかわる利用代金の決済
 3. 当社から会員へのオートチャージPASMO及びオートチャージPASMOにかかわる通知・案内の送付
 4. 当社から会員及び会員希望者に連絡する必要がある場合の連絡先の確認
 5. オートチャージサービス取扱規則に基づくオートチャージサービス等にかかわるサービスの実施及び改善

- ③ 当社は、②のほか、オートチャージサービスのために購入した記名PASMOに關して取得した個人情報を次の1～3の目的で利用します。なお、次の利用目的の範囲内で当該PASMOの取扱いを行う鉄道・バス事業者からの照会に応じて、当該個人情報をその事業者に知らせることがあります。
 1. 記名PASMOの購入・変更・払いもどし等の申込内容の確認
 2. 当社から使用者に連絡する必要がある場合の連絡先の確認
 3. PASMO取扱規則等及びPASMOの取扱いを行う鉄道・バス事業者の旅客営業規則等に基づく記名PASMOにかかわるサービスの実施及び改善

- ④ 当社は、②のほか、オートチャージサービスのために購入した記名PASMOに關して取得した個人情報を次の1～3の目的で利用します。なお、次の利用目的の範囲内で当該PASMOの取扱いを行う鉄道・バス事業者からの照会に応じて、当該個人情報をその事業者に知らせることがあります。
 1. 記名PASMOの購入・変更・払いもどし等の申込内容の確認
 2. 当社から使用者に連絡する必要がある場合の連絡先の確認
 3. PASMO取扱規則等及びPASMOの取扱いを行う鉄道・バス事業者の旅客営業規則等に基づく記名PASMOにかかわるサービスの実施及び改善

- ⑤ 当社は、②のほか、オートチャージサービスのために購入した記名PASMOに關して取得した個人情報を次の1～3の目的で利用します。なお、次の利用目的の範囲内で当該PASMOの取扱いを行う鉄道・バス事業者からの照会に応じて、当該個人情報をその事業者に知らせることがあります。
 1. 記名PASMOの購入・変更・払いもどし等の申込内容の確認
 2. 当社から使用者に連絡する必要がある場合の連絡先の確認
 3. PASMO取扱規則等及びPASMOの取扱いを行う鉄道・バス事業者の旅客営業規則等に基づく記名PASMOにかかわるサービスの実施及び改善

PASMOバリュー使用およびオートチャージ登録情報に関する個人情報の利用・提供についての株式会社バスマオへの同意特約

当社は京王電鉄株式会社および京王グループ各社に対し、京王電鉄株式会社および京王グループ各社における経営分析、市場調査、商品開発およびカードに付帯するサービスの提供等の目的のために、当社が管理する、お客様の指定したPASMOのバリューを使用した情報(改札機等における入出場やチャージ・電子マネー取引の利用情報等)、オートチャージ登録情報(クレジット番号及びPASMO ID番号)および再発行等によるPASMO交換情報等を、個人情報の保護措置を講じたうえで、提供します。

なお、上記の京王グループ各社の範囲およびその具体的な事業内容については、(https://www.keio.co.jp)をご覧ください。

PASMOオートチャージサービス入会申込書 (京王パスポート クレジットカード会員専用申込書)

1 お申込日 西暦 2023年 5月 1日

※オートチャージサービス取扱規則については3頁をご参照ください。

記入例

【お申込みにあたっての注意事項】

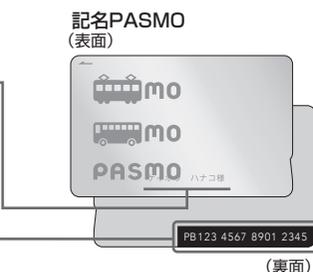
- 本申込書では京王パスポート クレジットカード以外のクレジットカードでPASMOオートチャージサービスをお申込みできません。
- 無記名PASMO、小児用PASMO、介護者PASMO(介護者用)ではお申込みできません。
- お持ちのPASMOが既にPASMOオートチャージサービス機能が付いたPASMOである場合、お申込みできません。(PASMOオートチャージサービスの有効期限終了後、6ヶ月間を含む。)
- お持ちの京王パスポート クレジットカードで既にPASMOオートチャージサービスをお申込みいただいている場合、新たなお申込みはできません。(1枚の京王パスポート クレジットカードに対して、2枚以上のPASMOオートチャージサービスをお申込みすることはできません。)
- お申込みのクレジットカードが京王パスポートPASMOカードVISAの場合は、カード裏面に記載されているPASMOの番号をご記入ください。
- 当社およびクレジットカード会社の審査によりご希望に添えない場合もございますので予めご了承ください。
- 本申込書のご返却はいたしかねますので予めご了承ください。
- 本申込書の商品・サービスは2023年5月現在のものです。
- 本申込書にてモバイルPASMOまたはApple PayのPASMOIはお申込みできません。ご利用の方はPASMOアプリよりお申込みください。

私は、株式会社バスモに対し、オートチャージサービス取扱規則(個人情報の取扱いに関する重要事項を含む)ならびにPASMO/バリュー使用およびオートチャージ登録情報に関する個人情報の利用・提供についての株式会社バスモへの同意特約の内容に同意のうえ、オートチャージサービスの利用を申込みます。

2 お申込みの記名PASMOの指定

※お持ちの記名PASMOに登録している情報と同じものをご記入ください。

お名前 (ご本人自署)	フリガナ	ケイオウ	フリガナ	ハナコ
	姓	京王	名	花子
生年月日	(西暦)	1990年04月01日	性別	男・ <input checked="" type="radio"/> 女 ※該当する方を○で囲んでください。
PASMO裏面右下に記載の17桁の英数字	PB	123456789012345		



3 対象クレジットカードの指定

私はオートチャージサービス取扱規則第15条に規定するオートチャージ額の支払を、下記に指定するクレジットカードを利用して決済することを申込みます。

※お申込みされるお客様ご自身のクレジットカード番号(カード券面の16桁の数字)をご記入ください。
 ※お申込みされるクレジットカードの名義人は、お申込みの記名PASMOの名義人と同一である必要があります。
 ※いずれか1種類のクレジットカード番号をご記入ください。

クレジットカード番号	京王パスポートVISAカード	4980091234567890
	京王パスポートDCカード	5279
	京王パスポートJCBカード	3540

※カード種別ごとに記入欄が異なります。お持ちのカード番号頭4ケタ部分をご確認のうえご記入ください。

※有効期限をご記入ください。

有効期限(月/年) 04月2025年

PASMOオートチャージサービスの有効期限はクレジットカードの有効期限と同一です。お手持ちのクレジットカードの有効期限が間近な場合、PASMOオートチャージサービスの設定ができない場合がございますので、更新カードが届いてからお申込みください。

4 ご案内ハガキの送付先

※必ずご記入ください。

〒206-8502

フリガナ トウキョウト タマシ セキド

東京(都)府県 多摩市関戸1-9-1

ご連絡先電話番号 000-0000-0000

※PASMO・モバイルPASMOは株式会社バスモの登録商標です。 ※PASMOオートチャージサービスは、株式会社バスモが提供するサービスです。
 ※Apple PayはApple Inc.の商標です。

【ご注意】
 PASMOオートチャージサービスの決済クレジットカードを変更されるお客様は、お申込みの前にPASMO取扱事業者の駅にて、PASMOオートチャージ機能のみの解約手続きを行ったのちに、本申込書にてPASMOオートチャージサービスをお申込みください。上記のお手続きがない場合、PASMOオートチャージサービスをお申込みいただけない場合があります。

- 【対象となる京王パスポート クレジットカード】
- 京王パスポートVISA ゴールドカード
 - 京王パスポートVISAカード
 - 京王パスポートVISAキラリナカード
 - 京王パスポートPASMOカード VISA
 - 京王パスポートVISA京王プラザホテルエグゼクティブカード
 - 京王パスポートDCカード
 - 京王パスポートDC京王プラザホテルエグゼクティブカード
 - 京王パスポートJCBカード
- ※本申込書では、上記以外のクレジットカードでPASMOオートチャージサービスをお申込みすることはできません。

ご投函前にご確認ください!!

- PASMOの番号に誤りはありませんか?
- クレジットカード番号、有効期限に誤りはありませんか?
- ご案内ハガキの送付先住所は正しく記入されていますか?
- すべての項目に記入されていますか?



当社 使用欄2

PDF版